

事 務 連 絡
平成23年 4月15日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る
被保険者証の特例に関する疑義について

平成23年3月31日付け事務連絡により、全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る被保険者証の取扱いについて示したところですが、その取扱いに関し疑義（照会）があり、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、貴管内保険医療機関等及び国民健康保険団体連合会に対し周知願います。

(別紙)

保険医療機関等の窓口における被保険者証の確認

質 問	回 答
<p>保険医療機関等の窓口において、無資格加入者であるか、更新手続きが済んでいない者（資格喪失者を含む）であるかは確認できないため、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証を提示された場合、一律に6月30日として取り扱うこととしてよいか。</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 無資格加入者が保険医療機関等において保険診療等を受ける際、受診の機会を確保する観点から、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証については、当面、6月30日まで有効として取り扱うこととしたところである。2. 保険医療機関等の窓口において、無資格加入者であるか如何を確認するには、通常の確認行為を超えた事務負担を強いることとなるため、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証については、保険医療機関等の窓口で確認できた場合を除き、6月30日まで有効なものとして取り扱うものとする。